

「森林・林業再生プランに関するアンケート調査」
(集計結果)

平成23年6月

(社) 日本森林技術協会

「森林・林業再生プランに関するアンケート調査」の実施

1、趣旨

一昨年 12 月に「森林・林業再生プラン」が策定されて以降、公共建築物等木材利用促進法が制定されるとともに、森林・林業基本政策検討委員会において、その実現に向けた具体的な方策が検討され、昨年 11 月、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が取りまとめられました。また、これらのことを踏まえた平成 23 年度予算案が作成されるとともに、森林法の改正が行われました。いよいよ森林・林業の再生に向けた国家戦略プロジェクトが本格化しようとしています。

このことは、現在の森林・林業のおかれた厳しい状況を打破し、新たな展望を切り開いていく極めて重要なプロジェクト（本調査では、これらのことをまとめ「森林・林業再生プラン」とします。）であり、実効ある成果が強く求められています。

そのためには、国、都道府県、市町村のみならず、森林組合、民間事業者、森林所有者等森林・林業の関係者の十分な理解のもと一体となって取り組みを進めていかなければなりません。特に、多岐に亘る総合的な対応が求められているとともに、それぞれの地域の実態等を踏まえた戦略的な対応が必要となることから、方向性を踏まえつつ関係者がそれぞれの立場で自ら考え積極的に関与し活動することが重要であります。

国においても、そのことを認識し、国や都道府県が主導したり、あるいは、地域等の自主的な行動の盛り上がり委ねたりというような、実態等に即した柔軟かつ的確な進め方が必要とされます。

以上のようなことから、今回、当協会として、会誌「森林技術」を購入して頂いている読者の方々に、森林・林業再生プランを自らの問題として考えていただくとともに、その内容を取りまとめて公表し、森林・林業再生プランのより効果的な実行に資するため、「森林・林業再生プランに関するアンケート調査」を行いました。

2、実施時期

平成 23 年 2 月 （3 月末までに回答を回収）

3、対象

当協会誌「森林技術」購読者（約 6,400 名）

4、回答回収数

1,229 通

「森林・林業再生プランに関するアンケート調査」

集計結果

この「集計結果」では、記述回答については、主要な意見等を集計者の判断で選び掲載しています。掲載回答数を限定せざるを得なかったことをお詫びします。また、一部の記述回答では、内容を部分的に省略したり表現を変更しています。

各記述回答は、各表の左端の列に記した大まかな内容によって分類してありますが、分類位置は、その回答者の各設問前半の選択式回答（たとえば、「③それほど進まないと思う」など）に必ずしも対応するものではありません。

なお、本アンケートの集計については、當山啓介氏を中心とする東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻の方々にお願ひしました。

回答者属性

	回答数	割合(%)
A. 所属		
1. 公務員	466	37.9
うち、①国	146	11.9
②都道府県	269	21.9
③市町村	30	2.4
2. 研究機関	108	8.8
うち、①大学	25	2.0
②森林総合研究所	42	3.4
③都道府県 林業関係試験研究機関	36	2.9
3. 団体等	194	15.8
うち、①森林組合	82	6.7
②森林・林業・木材産業 関係団体(公益法人を含む)	87	7.1
③NPO法人	12	1.0
④ボランティア団体	10	0.8
4. 民間	189	15.4
うち、①林業経営者	48	3.9
②林業事業体	66	5.4
③土木関係業者	23	1.9
④コンサルタント業者	48	3.9
5. 学生	6	0.5
6. 個人	158	12.9
うち、①一般市民	35	2.8
②森林・林業・ 木材産業関係のOB	119	9.7
7. その他	30	2.4
無回答	78	6.3
B. 年代		
①19歳以下	1	0.1
②20歳代	31	2.5
③30歳代	129	10.5
④40歳代	235	19.1
⑤50歳代	379	30.8
⑥60歳代	233	19.0
⑦70歳以上	168	13.7
無回答	53	4.3
C. 性別		
①男性	1123	91.4
②女性	46	3.7
無回答	60	4.9
貴方は、これまで森林・林業再生プランにどの程度の関心がありましたか。		
①「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を ほぼ全文読んでいる	536	43.6
② 雑誌や報道等で概要は知っている	524	42.6
③ ほとんど知らなかった	76	6.2
無回答	93	7.6

問1-1 森林・林業再生プランの実施により、我が国の森林・林業の再生が進むと期待できますか。		
	回答数	割合(%)
①大いに期待できる	63	5.1
②期待できる	530	43.1
③あまり期待できない	401	32.6
④期待できない	112	9.1
⑤分からない	116	9.4
無回答	7	0.6
問1-2 森林・林業再生プランの実施により、我が国の森林・林業の再生が進むと期待できますか。		
①大いに期待できる・②期待できる		
頑張りたい	「期待できる」というよりは、「期待したい」というのが本音。	
期待したい	これまでになく意気込みを感じる 材価の上昇を過度に期待する現状から、自ら考えて行動する大きなきっかけになると考える できると思わないとできることもできないと思う。進むかどうかではなく、どう進めてゆくかが大事だと思ったから。 期待しないと自分の職場が危うい。 現況は底である。「何とかしよう」という意思が現況を打開する方向に向かわせる。進まなければならないと思う 期待できるというよりも、日本林業再生のためにはやらなければならない	
内容を評価	従来に比べて具体性がある。 施業の集約化、路網の整備、作業員の育成、人材の育成などは今後10年間で進むとは思われないが、努力した分の半分くらいは進むであろう。 森林林業木材産業関係者の意識は変化しつつあり、徐々に取り組みが進みつつある。特に国の予算措置の影響は大きい 取り組むべき課題が概ね明確化されており、必要な財政措置が講じられることと、動向を検証しつつ取り組んでいくことを前提に、森林・林業再生の進展に期待する。 外材との価格競争に打ち勝つためのインフラ整備と需要拡大等に係る処方箋がセットで示されていると考えるため。 10年後の木材自給率50%とした具体的な数字が示されたことで森林林業に関わる者にとって大きな関心と期待を抱かせる状況になっていることは地方にとってメリット。 再生プランが木材の利用まで扱っていることを評価する。今まではどちらかと言うと川上に力を入れており、川下の政策が手薄だった。国産材利用の向上が、川上を引っ張る姿に期待する。 面的計画の実施に向けて、これまで単体で動き実行したくても出来ない場合が多々あったかと思う。これを国の法律を元に(実行できるかは別にして)行動できることでやり易くなったことは確かである。このプランでとりあえず実施するように推進していかないと、日本の林業は発展していかないと思います。	
PR、改革意志	国民に森林の担う役割の重要性を示すことができた。森林を守るために何が必要か、現状のままで良いか?等問題提起になった。今後改善すべきとの動きが始まりつつある。以上のようなことが期待できる要因。 疑問に感じる内容もあるが、森林・林業について大きく取り上げ、注目を得る一つのツールとして活用していくことで、何らかの発展は期待できる。	
その他	これまで林業はずっとデフレスパイラルの中にあっただが、この再生プランをきっかけに山の資源が動き出せば、逆方向の拡大再生産の波に乗るものと考えている。木材は世界的に貴重な資源となりつつあり、まさにこのタイミングでこれを行うことが重要。 中国を中心とした発展途上国の需要の伸びなどから、国産材の利用拡大が求められる背景が予想され、合わせて林業政策の転換があるため。 「実施」が進めばおおいに期待できる。所有と経営を分離し、単なる「森林・林地所有者」からやる気と実行力のある「森林経営者」に林地を集約化すれば、山の手入れも進み、林業も地域も活性化 森林整備には、森林資産の活用→森林地域の山村活性化→森林林業の再生のシステムがエンドレスで持続することが必要であり、期待している。	
③あまり期待できない・④期待できない		
画餅、机上の空論	机上の空論で大きく現場と異なるため。 現場の声として、急峻な山肌での再生プランは実効性に乏しい 「集約化」も「路網整備」も「事業体の育成」も確かに重要なこと。しかし、その方法論においては指導という名の規制や制約により原案以外を排除する方向に規制改正を図っているところが多い。もっと制度を単純化し、自由な競争原理を働かせるべき。文言にレトリックが多すぎる。全体として机上の案で、画餅に帰す恐れが多い。	

実効性に不安	<p>政府(与党)や林野の担当者が変わると方針が変更されそうで不安。これが解消できればある程度は期待できる</p> <p>大きな方向性としては間違いではないと思うが、各種検討委員会のメンバーを見ると、利害関係者や学者が多く、業界は参加しているが森林所有者あるいは国民が不在の感がある。また、内容も一部は細かい数値目標が出ていたり一部は非常にアバウトで、具体的にどうすればどうなるという所が見えない</p> <p>理念としては高く評価できるが、プラン=計画としては精粗が大きく、実現可能性に疑問がある</p>
拙速・時間不足	<p>期待する気持はあるが、早急すぎる感があり、山林所有者(特に中小)、実行者(企業・森林組合・林業従事者)の意見が取り入れられているのか疑問。10年間をめどにするのであればなおさら、一方的な指導、進め方ではなく、コミュニケーションを図って、不安を取り除くことも必要。</p>
過去の反省や総括がない	<p>再生プランも新しいのは社会主義経済的な部分だけであり、これは機能しない。その他の施策はこれまでの延長線上でしかない。</p> <p>転換とあるが、この目標は少なくとも30年も前から言われてきたもの。その間制度を何度も見直してきたが、一向に実現しない。集約化や路網整備などが課題解決の施策として正しいか疑問。事業体や人材育成も現場ですすでに必死に頑張っている。このような項目で予算化されてきたが一向に実現しない。どうも森林計画制度といった机上の行政施策ではどうにもならぬ林業が衰退した原因の究明が足りない。</p> <p>従来の林野政策の何が問題で現状に至ったのかという分析が不十分。「歴史は繰り返す」</p>
具体的でない	<p>具体的に細かいところまでの指導ができなければ題目だけとなる。具体的な行動が必要である。まだスタートしたばかりであり、何とも言えないが。</p> <p>趣旨は理解できるが、具体性が低く、議論されていない部分も多い。例えば、森林の土地取引のルール化、自立林家の方向性、目標林型、所有者意向の反映手法など。</p>
分かりにくい	<p>再生プランは、これからの林業に必要なものだと思っているが、一般林家にはなかなか理解・浸透できない部分も多々見受けられる施策のように感じている。特に森林計画制度は、もともと一般の方々には知られていない制度で行政側が計画しているもので、これは、経営計画も同様な扱いになると感じている。したがって、国側が一般林家の方々に理解を得られる制度にしなければあまり期待は持てないと思う。単純明快な制度になることを期待</p>
国民的合意やPR不足	<p>前向きに期待。しかし、林業界の中だけで盛り上がっているような気がするのが心配。「21の国家戦略プロジェクト」に位置付けられているとはいえ、政治が不安定で様々な日本全体の問題を抱える中、「森林」も緊急を要する問題だと、より多くの国民に理解を得る改革を遂げることができるのか？世間知らずの自分の小さな心配としたい</p> <p>21世紀にふさわしく環境に負荷の少ない…とあるが、具体的にどういうものか、それが社会・経済の中で合意が得られているのかわからない</p> <p>官庁関係者のみの机上の論理としか感じられず、一般林業家(末端)まで制度がまったく理解されていない。</p>
困難な所あり	<p>大いに期待したいが、不在地主や境界不明確の問題が壁となり、進展しないのではと不安。</p> <p>搬出問題にとらわれすぎて、手入不足の山が増加するように思う。全部の山が、作業路が開設できて搬出ができるわけではない。</p> <p>施業集約化が期待できる面積がそれ程多くあるとは思えない。境界問題や不在村所有者が多い中で簡単には進められないであろう。</p> <p>間伐の効率化ができていない地域とそうでない地域、搬出ができる地域とできない地域間で圧倒的な差ができてしまうことを懸念する</p> <p>材価が国際的に決定される中で、コスト削減では森林の再生産まではむずかしいのではないかと。間伐では生産量に限りがあり、かといって皆伐では植栽・保育コストと鹿害で再生林が進まず未植栽地が増える一方、「補助金」がなければ緑の循環は断ち切られる。</p>
財源	<p>プランそのものは結構でも、それを本当に実行する気があるのか。プランの実行には多額の資金が必要。施策の具体化と財源の確保に不安を感じる。</p>
その他	<p>補助金の仕組みを大きく変えるという大規模集約化への政策誘導により、収穫間伐の意欲があるにもかかわらず、大きな団地を確保する力のない既存の小さな事業体の中には看板を下ろさなければならぬものが少なからず出てくる。また育林作業専門で雇用されていた人々も職を失う。この様に働いているものの現実や犠牲を無視したものはどのように立派な目的・目標があっても再生と呼ぶことは出来ない。</p> <p>現場関係者の理解と意欲は低い。議論をしても「これは机上の空論」という意見もあり、これまでの林業の状況から、実現の具体的方法を前に立ち竦んでいるようである。</p>

問2-1 10年後の木材自給率50%以上が目標として掲げられていることを、どのように考えますか。		
	回答数	割合(%)
①努力しなければならないが達成は可能	123	10.0
②達成できるかどうかに関わらずそれを目標として努力すべき	515	41.9
③目標としては望ましいが、今回の森林・林業再生プランの内容では達成は困難	181	14.7
④木材自給率50%の目標は高すぎて無理がある	73	5.9
⑤重要なのはどの程度利用されるかであり、自給率より国産材の需給量を目標とすべき	274	22.3
⑥その他	39	3.2
⑦分からない	21	1.7
無回答	3	0.2

問2-2 10年後の木材自給率50%以上が目標として掲げられていますが、このことについてどのように考えますか。木材需給のあり方等について自由に意見を記載してください。

①努力しなければならないが達成は可能	日本の森林の成長量からいえば必要な目標。 日本の国際的地位の低下に伴い、海外からの資源の調達には困難になることから、国内で自給可能な代替材としての国産木質資源の用途が拡大し、消費の減少と相まって、自給率も相対的に高まるものと想像される。
②達成できるかどうかに関わらずそれを目標として努力すべき	目標はあくまでも目標。経過の中で仮に目標が達成できても、自給率を反映する多様な変数があり、上がったりがったりすると思う。要は、持続的な森林経営の基盤の確立に向けた当施策の実行継続が肝要で、それこそが求められている 関係者が連携して努力すべき目標である。みんなが達成可能と思わなければ達成はできない。 外貨変動などの要因も含めて需要予測は難しいので、努力目標としてとらえていく方が良いのではないか 自給率よりは需給量が妥当とも考えられるが、木材需給について海外の森林資源も視野に入れて論じる上ではよいのではないか。 目標がなければ現状の中ではまともでないし、外材依存もいつまで続くのかという不安がある。 できるできないの問題でなくて、国是として、森林資源の活用を図っていくことが不可欠であり、目標を高く掲げるべきである。
③目標としては望ましいが、今回の森林・林業再生プランの内容では達成は困難	
④木材自給率50%の目標は高すぎて無理がある	
コスト	伐出コストを低下させるあらゆる手段を講じなければ不可。 採算があわない箇所からの搬出がないと達成できないと思われるからこれ以上のコスト低減が可能か不明。供給増による木材価格の低下が懸念される。 木材価格が上昇しないのにコストだけ抑えようとしている。また50%は積み上げたものでない。このやり方でどうして再造林など長期の管理費が出てくるのか。
材価、山側収入	問題なのは材価の動向であり、基本的に林家が伐採し、その後の再造林費が手元に残るくらいの収益金の道筋が無いことには、林産業の活性化は見込めない。税制も含めた補助等の体系の確立が必要。 需給調整は価格が左右されるため原木及び製品価格の安定が必要。セーフティーネットも検討すべきか？
利用拡大	供給が需要を作り出すという側面はあるが、戦略的需要提起が要。バイオマスの定額買い取りと言うのが需要の裏打ちが欠落している。カスケード利用のプログラムが必要。 利用分野により、現在の自給率は異なる。将来的な各分野の需要量も異なる。したがって、闇雲に自給率50%を目指すというのはいかがか。この目標を達成するには、パルプ・チップの国産材率を高めないとはいけませんが、多くの人はそれが見えていない。目標を掲げるのはいいが、これだと、目標を達成するための戦術を練ることができない。 木材需要の50%がパルプチップであり、製紙業界に切り込めなければ目標達成は困難。 木の消費が地球温暖化防止に役立つのであれば、クルマのエコカー減税や排出権、マイレージのような優遇措置を取るなどして、啓蒙普及と併せて、消費者が利益を得る施策をそれぞれを推し進めて需要を増やす必要がある これまで一番うまくいっていなかったのは流過程にあるとみており、需給にマッチした流通が確立されると伐採側は安心して木を伐れ、使う側は国産材を安定して使えるようになる 市民レベルで木材利用(国産材利用や地元産材利用など)のメリットをもっと浸透する必要がある。木材を使う機運の創出。 火力発電での混焼や木質ペレットは端材対策。根本的にはA材の需要拡大、具体的利用対策を強力に進めるべき。

国産材利用促進のための法、制度の拡充が必要。所有者、木材生産業者、製品加工業者、製品利用者、それぞれの段階で利益を確保することが前提。「施策だから、大切だから」といった建前だけでは現状が変わらない。

森林や林業、国産材に対する注目度が以前と比較にならないほど増している。大手ハウスメーカーやツーバイフォーメーカーがこぞって国産材を利用しようとしている

必要なときに必要な量の材が調達できるよう、計画的生産体制の整備とともに、情報化など流通システムの改善が必要。山元への利益の還元も生産意欲を喚起する上で見逃せない。

関税措置のことも含め、あらゆる方策により、自給率アップを図る必要がある。紙・パルプ分野での技術力の進化にも期待したい。

その他

地域によって集約化、路網整備の状況も異なる。造林主体の地域での作業員を伐出に従事させることへの不安もある。主伐も考えていくことが必要。

本気で目指すのであれば、外材の輸入制限と、住宅や公共施設に必ず木材を使用するなど、思い切った政策が必要。

今後10年間で戦後造成された人工林のうち50年生以上の割合が増えるがあるとあるが、現在は伐期が長伐期化してきており、木材自給率50%という目標達成はまだ困難ではないか

50%はどう考えても無理だろう。またそれが実現されたら、日本の森林資源は地域的に荒廃しかねない。資源の空間配置の偏りや、実際の収穫時の歩留まりを甘く見ているように思う。そもそも、具体的な将来の資源の状況や施業・管理の具体像が無いまま、数値目標だけ先行して立てられている。

木材利用に供される人工林が、言われている数字よりも少ない感じ。奥山で搬出困難であったり、不成績造林地も相当数この人工林に含まれているのでは。

⑤重要なのはどの程度利用されるかであり、自給率より国産材の需給量を目標とすべき

木材自給率50%は結構であるが、全体の利用量が減っては意味がない

需要が落ちた時に自給率が高まる。50%にこだわりすぎると需要の開拓が進まなくなりそうなぜ50%なのか分からない。この数字の必要性

政権交代により仕方がないが、技術行政官としては、平成13年の森林・林業基本法、基本計画の議論の際、自給率には問題があり、供給量が重要と主張したこととの整合性、或いは相違を頭において置くべき。

また、素材生産に結びつかない生長量まで込みにして考えるのは、過去の林力増強のような間違いを犯す可能性があることに留意する必要がある。

問3-1 森林の区分(ゾーニング)について貴方の考え方に近いのはどれでしょうか。

	回答数	割合(%)
①これまでより適切であり、わかりやすくなると期待される口	244	19.9
②現在の3区分のままで良い	156	12.7
③公益林と経済林というようなもっと大まかなもので良い	368	29.9
④保安林制度等があり、そもそも森林の区分は必要がない	271	22.1
⑤その他	87	7.1
⑥分からない	84	6.8
無回答	19	1.5

問3-2 森林の区分(ゾーニング)、森林の多面的機能の適切な発揮を図るためにはどのようにすべきか、自由に意見を記載して下さい。

①これまでより適切であり、わかりやすくなると期待される

これまでの3区分より、機能に応じて地元自治体が判断して定める方が有効に機能する一般国民にとって森林の多面的機能を理解してもらうためにはより良い選択。市町村が実行できるかは疑問だが、やってみることは良いことである。
その森林の目的が分かるような表示が望ましい。また、目的に合った施業方法が誰が見ても分かるように示せるといい。林業の間伐と山地災害を防ぐ間伐では選木が違うのでは「専門家にはわかるが、一般の人にはよくわからない」でないほうがよいと考える。
試行錯誤の段階にあるものとする。地域資源をどのように捉えるかを地域で見出していく上では、今回の考え方は妥当ではないか。

②現在の3区分のままで良い

③公益林と経済林というようなもっと大まかなもので良い

頻繁な区分変更 森林の機能が変わったわけではない。ころころ変わるのはいくつか。100年をスパンに考えた3機能区分ではなかったのではないのか！

は定着しない 今の区分に慣れたと思ったら変わる。区分はそのまま、中身の位置付けを整理すべきである。林業の長期的な視野に立って、用語などについてもあまり変更すべきでない。「またもや見直し」の感があり「猫の目政策」は林政に許されないと思うべき。

人材等不足 区分設定の主体を市町村におろしても、フォレスターが関与したところで、市町村の職員に森林林業のノウハウがない現状では、金太郎アメ方式になるのは必至。流域管理システムが形骸化し失敗した教訓が活かされていない

今の市町村にその力量があるのかが疑わしいので、その地域の森林の公益性と経済性を考えられる人材とポストが必要。

新たな機能は細分化されて一見良くなるように見えるが、これを実際に国や県が適切に実行できるとはとも思えない。例示は大学や研究機関などが請負って行くと予想されるが、データがない状況で多様な機能を正確に評価しゾーニングすることは不可能で現状の3区分以上はできない。現状の区分を基に必要に応じて細分化する方がよい

その他 機能区分を行った歴史的背景を考えるべき。シンプルなものの中にも地域の考え方を入れる方式として、公益林と経済林に2区分し、必要なら公益林の細分に工夫すべき。

「必要な施業方法」を「国、都道府県が例示」と言ったってそれができないからこれまで苦労してきたのであり意味が分からない。機能区分はこのままでいい

一定以上の樹齢になれば人工林、天然林に関係なく複数の公益的機能を十分に発揮しているはず。細かく区分するのは本末転倒。解りやすく区分するのではなく解りやすい説明に工夫を！

ゾーニングは所有者が主体的に目指す森林の姿を明確に持てば意味がある。現在は森林組合や行政などの他者が考えており望ましくない。この問題を解決するかもっと大まかな区分にするかどちらか。

④保安林制度等があり、そもそも森林の区分は必要がない

一つの機能に限定はよくない 区分する事にどれほどの意義があるのか。森林は全てが多面的機能を担っており、その担う部分に多少の強弱があるにせよ全く手つかずの原生林として保護する場合は別として基本的に保全していく必要があることからすれば細かい区分はかえって多面的機能の発揮に制限を加えかねない。

今までの区分が3機能区分の理念に合致しているとは思わない。森林は環境林であれ経済林であれ、それほど機能を区分する必要はないと思う。立派な人工林は環境林としても経済林としても機能を有し貢献している。むしろアカマツ林の枯損被害林など生態系が壊れた林分は早期に水源林の造成に取り組むことが必要であると思う。

そもそも森林の多面的機能をうたっておきながら矛盾である。本当に森林に流れ込む(または降る)水がどう流れているのか把握可能なのか。保安林制度も、国によるノルマ化、治山事業の確保、山林所有者の税金対策等で指定されており問題だ。本当に大切な森林だけ指定するような見直しを。

事業ありきだった	<p>税金や補助事業との関連でくられたゾーニングは意味がなく、それらを排除した本当のゾーニングをしてほしい</p> <p>3区分は市町村林務担当者が机上でやっており、所有者の意見聴取はなかった。このため補助金対象から除外された人もいる。日本の山は全て多面的機能の発揮が必要であり、区分する必要はない。</p> <p>現在の3区分でも、考え方は問題ない。ただ、3区分の機能の高度発揮のための本来的な補助事業実施ではなく、補助事業実施のために3区分をしているようなところがある。新しい区分を使っても、補助事業実施をしたいがために区分を変更するのであれば、また、区分が補助事業実施の障害になるなら、やらない方がいい。</p> <p>森林の区分は、多くの森林所有者にとってなじみが薄い。行政側が公費を投入するための口実になっている。</p>
不要、保安林で十分	<p>森林は常に複数の機能発揮が求められるものであり、1つの機能に特化して区分することには無理がある</p> <p>拡大造林も終わり、人工林・天然林はもう固定されている。人工林は木材生産不適地を除いて木材生産に特化し、それ以外の人工林と天然林は森林の状態を良好に保つように施業・保全を行う。機能の高度発揮は後から付いてくるもので、特に考える必要はない</p> <p>基本的に公益林と経済林の2分類の中で公益林と保安林が同一になればいい。はたして、森林所有者を始め一般の国民、市町村までも森林の多面的機能というものに思いがあるか疑問</p> <p>保安林制度は森林法に基づくゾーニングではなかったのか。ダブルスタンダードであり、問題点が大きい。もっと森林法・保安林制度との整合性の取れたゾーニングが必要だ。プランと森林法とで整合性の取れない森林での施業をどう立てるのか、疑問が多い。</p> <p>個人所有の森林について、多面的機能なんておまけでしかない。木材を生産していくという生業のための森林に、外の機能が乗っかってきた現実を、しっかり認めて欲しい。</p> <p>森林の区分は細かくすればするほど、民間森林整備団体は仕事がしにくくなるので、絶対やめてほしい。行政の中だけで行政がすすめやすいように勝手に区分したらいい話。山は一つなのに制度は複雑難解なので簡単なものも難しくなる</p> <p>森林には多様な機能があり、詳細な機能類型は難しい。また、細かく分ける必要性も疑問。目標を細かく分けたとしても、それにより、森林の取扱いがそれほど大きく変わるものではない。保安林制度で保全すべき森林の区域、目的や取扱いが明示されているのだから、別途、区分する必要はない。</p>
その他	<p>望ましい森林の姿と必要な施業方法を示しても木材生産機能以外にどれほどの違いがあるのか、それができるのかが疑問。全国一律の金太郎アメのようなものになるのではないか</p> <p>多面的な機能が適切に発揮されている状態というのがどのようなものか、現在の森林が適切な状態からどの程度離れているかそういったことが明らかにできなければ、方法論も出てこないのではないのでしょうか。現状として、多面的な機能が適切に発揮されている状態というのが、イメージとしてしか存在しないのではないのでしょうか。まず、その部分を明らかにする必要があります。</p> <p>公益的機能を重視する場所では土地所有を含めてより強い規制が必要。その一方で税制はもっと優遇してもよい。</p> <p>そもそも森林の多面的機能の適切な発揮ということは国民一般の意向であり、それが市町村レベルでは市町村民一般にとってより身近な問題として迫ってくると言えるように思います。それでこの件ではとにかく市町村民一般、言い換えると地域一般の意見に集約が大事であると考えます。その際、議論を進める上で全体的に計数的手法を用いて理路整然となればと思います。例えば森林の多面的機能(公益的機能)に関しては貨幣評価の試みがなされており、これが導入できるのではなからうか。そして将来的にはその確度を高めていくべきと考えます。</p> <p>第三者の説明強化。教育(森林教育)、体験(実地教育)</p> <p>一般の人がわかるようなものがないのか。</p> <p>3区分としたのは、機能が重複しており、森林の取扱いが分かりにくい、施策の方向も見えにくいとの要請に基づいて行ったもの。何区分でも構わないが、森林所有者はもとより、地域の関係者が自分たちの森林をどうしたいかを考え、明らかにしてもらうことが狙い。森林経営に対する意欲や社会の参画という基盤なしには、どのような方法をとっても十分な望ましい成果は得られない。</p> <p>それぞれの機能を発揮させるために必要な施業方法が大きく異なるのであれば区分を行うべき</p>

問4-1 今後、実効性ある市町村森林整備計画が作成されるために貴方が特に重要と考えることを、「作成体制」について1つ、「作成手法」については2つ以内で選んでください。

回答数 割合(%)

【作成体制】

①都道府県、フォレスターによる作成の支援	264	21.5
②自発的な取り組みの助長や専門的人材の育成等による市町村の主体性の強化	443	36.0
③多様な知見を利用するため、計画案の作成を民間へ委託及びそのための助成	176	14.3
④森林組合の協力	221	18.0
⑤その他	60	4.9
⑥分からない	38	3.1
無回答	27	2.2

【作成手法】

①森林簿等既存の情報の集積と公開	377	30.7
②生物多様性等の森林の新たな情報の充実	97	7.9
③森林GIS等の情報処理手段の整備	426	34.7
④発揮すべき機能等に応じた科学的なゾーニング手法の開発	108	8.8
⑤施業の実施による森林の変化の見通し等、森林の取り扱いについての科学的な知見	248	20.2
⑥発揮すべき機能に応じた森林整備目標と望ましい森林施業の具体化	442	36.0
⑦木材生産等について現地に即した収支計算ができる手法の開発	403	32.8
⑧その他	61	5.0
⑨分からない	32	2.6
無回答	55	4.5

問4-2 実効性ある市町村森林整備計画を作成するためにはどのようにすべきか、自由に意見を記載して下さい。

①都道府県、フォレスターによる作成の支援

市町村森林整備計画のマスタープラン化については何と言っても都道府県・フォレスターの関与がカギを握ると思う

②市町村の主体性の強化(専門的人材の育成等)

市町村が主体となり、森林所有者の意見も含めてより実効性がある計画とするべきと思われる。また、地域主体で森林の取り扱いについて考え、目標とすべき林分を作成し、計画に盛り込むことが大切

市町村の中に計画を見通せる人材がいなければ、こうした地元で根差した計画はうまく回らないと思う。都道府県や外部のフォレスターはあくまでも支援でなくてはならない。また、コンサルが代わりに立案することも適当と思えない

③計画案の作成を民間へ委託及びそのための助成

市町村職員に森林整備計画に対する高度な知識技術を要求することは無理。また、都道府県職員が市町村職員をサポート、バックアップすることも物理的(人員的)に無理。よって、民間のコンサルティング企業に委託することも一案である。

④森林組合の協力

実効性のある整備計画を作成するためには、森林所有者の当該計画に対する理解が最も重要と考えられ、所有者の理解を得るためには一番身近な森林組合の役割が大きいと考えられる。森林組合といっても、その持っている役割や機能は各組合で異なり、組合に対する指導、支援が必須となってくる。

実効性ある計画となるためには、現地現場に密着した計画であるべき。そうした中、フォレスターの支援には現場を熟知する森組の協力が不可欠である。

(問4-1にかかわらず) 共通の指摘

計画自体への疑問

民有林でも計画がなぜ必要なのか、いまひとつ不明。適切な森林管理と、持続的な木材生産を根付かせるためであれば、それが行われているかどうかを判断し、指導するための技術、教育制度、インセンティブ付与などに大きな投資が必要だろう。計画には監査と指導、そして計画する意義の理解が伴わないと、形骸化する。官庁の統計に役立つだけ。

集約化計画や経営計画が実行計画としてあるため、市町村森林整備計画はベーシックな計画として、大まかな方向性だけでいいのではないかと。市町村森林整備計画を力あるものにしてしまうと、計画実現に向けたキーパーソンである役場職員が、市町村整備計画の作成にかかりっきりになってしまう。集約化や森林整備に必要な個人情報は市や県にあり、市や県の職員がそれに拘束されると実現が遠のいていく。現在、市や県の職員数は非常に少なくなっている事を勘案していただきたい。

木材収入に頼らなくても、森林管理で生活ができるようにすること。そのために、権限と資金を国レベルが出すこと。補助金のように、一部でも自己負担が必要なものはうまく回らない

果たして「市町村」という行政体が森林整備計画の区画足りうるか、極めて疑問である。まして「平成大合併」後の「市町村」は全く不適當である。後記するように、「フォレスター」なるものが何者か全く不明だからそんな虚像の支援を前提とした「市町村計画」に実効性はない。もし、本当の現場に適切な計画を立案し、実行させたいのならば、計画を国—都道府県—市町村という上からのベクトルで実施するのではなく、現場の林業人の連携が立案・実行の主役となる事。

市町村森林整備計画を地域の森林のマスタープランにするという議論は情緒的に行われ、市町村森林整備計画の性格が不明確になっていると感じている。政策誘導の指針・個別経営の参考としての計画という性格を維持するのであれば技術的な中身の向上が中心となり、もっと個別経営を巻込んだ地域の行動計画とするのであれば、内容もさることながら、例えば所有者の過半の賛成を得た上で、関係機関(財政負担機関)の承認を得て成立させるといった手続き面から考え直す必要がある。

計画を実効性のあるものにするには現地を十分に調査するとともに専門的知識が必要となる。現状では市町村職員も削減されていて、国県の職員では現地調査を全域で実行するのは不可能。このため、森林組合や民間の力を必要とするがそのための賃金や委託料などの予算が不可欠

森林情報
向上 私 の 所 属 する 自治 体 では、何 十 年 前 かに(お そ ら く 半 世 紀 程 度 前)作 成 さ れ た 森 林 簿 が 備 え 付 け ら れ て お り、こ の 状 況 を 何 と か す る こ と が 前 提。現 状 を 把 握 す る こ と に 自 治 体、森 林 組 合 の 人 的 資 源 を 投 入 し、情 報 を 集 積、そ こ か ら 森 林 整 備 目 標、施 業 の 具 体 化 へ つ な げ て 欲 し い 現 状 確 認 が 最 初。GIS な どの 情 報 処 理 も 必 要 だ。森 林 所 有 者 の 意 思 確 認 の 元、そ の 山 林 に 適 した 施 業 案・施 業 の 具 体 的 な 実 施 方 法・結 果 予 測・更 新 に 至 る 手 立 て を 示 す。で き れ ば、模 範 例 を 見 せ る 事 が 出 来 れ ば よ い。

周知、
PR 情 報 公 開 国 民 参 加 現 状 と 森 林 管 理 目 標 そ の た め の 手 段、実 施 体 制 等 具 体 的 に 明 示 し 公 開 す る こ と が 必 要。
計 画 目 標 を 実 施 し た 場 合 の 現 地 の 優 良 事 例、悪 い 事 例 の 施 業 展 示 林 の 設 定 (既 存 の も の も 活 用 し て)開 示。そ れ に 連 動 さ せ て シ ュ ミ レ ー シ ョ ン が 簡 単 に 出 来 る 手 法 を 森 林 所 有 者 等 も 実 感 で き る も の。

(そ の 他、周 知・PR の 必 要 性 を 訴 え る 回 答 多 数)

地域・
所有者 現 地 を よ り 理 解 し た 人 が 携 わ る よ う な 体 制 を 整 理 す る こ と
意 向 反 映 森 林 経 営 計 画 に 基 づ き 下 か ら 積 み 上 げ る 計 画 に す べ き。そ の た め に も 十 分 な 時 間 が 必 要。
地 域 森 林 計 画 か ら 割 り 振 っ た 計 画 で は だ め

人 材
結 集 を 市 町 村 森 林 整 備 計 画 は、都 道 府 県 や フォ レ ス タ ー に よ る 計 画 策 定 支 援 を 行 う と さ れ て い る が、前 者 は こ れ ま で も 実 施 さ れ て い る (職 員 の 現 場 経 験 不 足 が 憂 慮)。キ ー ワ ー ド は 実 現 可 能 な フォ レ ス タ ー 制 度 の 確 立 が 必 要 で あ る。現 場 経 験、知 識、人 物 等、有 す べ き 諸 条 件 を 満 た す フォ レ ス タ ー 制 度 に つ い て、選 考 方 法、身 分 (個 人 か 公 務 員)、養 成 人 員、ど こ に どの よ う な 形 で 配 置 す る の か 早 急 に 検 討 す る 必 要 が あ る。フォ レ ス タ ー は 実 務 経 験 者 (試 験 研 究 機 関、国、県 の 行 政 OB)が イ メ ー ジ さ れ る が、今 後 は 生 物 多 様 性 等 森 林 の 多 面 的 機 能 を 含 め た 総 合 的 な 判 断 能 力 も 必 要 と な る。ア セ ス メ ン ト 能 力 の あ る 民 間 の 知 見 も 必 要 で あ る。ま た、大 学 や 森 林 総 合 研 究 所 等 と の 連 携 も 肝 要 で あ る。

県、市、フォレスター、民間人、地域の人なども参加してもらおう。

市町村の広域合併により、職員のやる気が感じられないため、国・県等の支援強化を図る必要がある。具体的には計画する人数を増やさなければ具体的で実効性のある計画は立てられない。プラス現地の詳しい人をはりつけることが必要。

全国の市町村森林整備計画が金太郎飴的なものにならないよう、市町村の裁量権を高める。なお、その際市町村は、県の出先機関(現行:森林計画担当や造林事業担当、将来:フォレスター)や森林組合等と一層の連携を図る必要がある。

市町村だけではなく、森林組合、業者等の参加により計画することが望ましい。また作成中に国・道の専門家、大学教授等の意見を参考とすることが必要。

学者と林野庁、県の行政マンではなく、現場を知る森林組合の作業班や山村の経験者を主査にすべき。これ以上赤字、不良造林地、自然破壊を出さない。

市町村森林整備計画のマスタープラン化については、作成と作成手法に関して、作成の段階では専門家がいなくても少ないと言われているので、フォレスターや都道府県などの作成支援が必要であり、また、民間の専門組織のアドバイスなど協力支援が重要と考えます。また、マスタープラン作成後も実行過程の中で何らかの支援体制が必要でしょう。しかし、持続的な体制としての市町村森林整備計画にしていくためには、市町村の主体的強化のためにも、自発的な取り組みへの助成や専門的人材の育成が特に大切。他方、持続的な森林の経営的観点からは、経済合理性の確保上、木材生産について現地に即した収支計算手法の開発が必要

実効性のある計画を作成するためには、森林所有者の意見を聞く必要がある。自分たちの計画だから手弁当が当たり前として処理してきたが、意識が低い現在、誰かに取りまとめをさせる必要がある。地区のリーダー等に人件費の補償をして取りまとめさせれば、より良い計画ができると思う

人材不足

県、市町村レベルの何れにあっても、専門的な知見を有する担当者の永続は絶望的に期待できない。人事ローテーションのため。さすれば、的確な助言、企画立案の可能な組織作りが肝要となる。

市町村職員の人材育成がカギ、当地域でも(林業中心の市)林業のプロと呼べる職員がいない。県・市・森林組合が協力し作成すべき。

地元が一番近い、市町村でも林務担当者がすぐ異動して変わってしまうのが現状。ヨーロッパのフォレスターのように継続して山を見続ける事ができる人材をつくる事が必要だと思う。

公務員削減の中で、地方自治体で、林務関係に専念できる人材を育成できるとは思えない。県、市町村レベルでの任務を明確にする必要がある。

ゾーニングの改正案の通りH23にゾーニングすることとなると、H24年2～3月の極めて短期間に市町村職員又は林業普及員によって「えいやー」で絵に描いた餅的なゾーニングになるケースがほとんどではないか。それを防ぐために計画期間を少なくとも1年間ぐらいとれるようにスケジュールを組むことが重要

国や県からのヒナ型通りに作る計画は計画のための計画にすぎない。計画書が薄くてもいいので、市町村が真剣に考え、実行可能な計画を立てられるよう変な縛りをかけず、自由に作成させるべき。

問5-1 森林施業の集約化は、着実に進むと考えますか。		回答数	割合(%)
①かなり進むと思う		62	5.0
②これまでより進むと思う		602	49.0
③それほど進まないと思う		435	35.4
④分からない		100	8.1
無回答		30	2.4
問5-2 森林施業の集約化は、着実に進むと考えますか。集約化のあり方について自由に意見を記載して下さい。			
①かなり進むと思う ②これまでより進むと思う			
	<p>期待を込めて。実現に当たっては、具体的メニューを数多く準備し、森林所有者や関係者の理解を得つつ実施することが重要である。</p> <p>補助を受けるためには集約化が必要なことから、かなり進むと思う。ただ、内容は玉石混交になるのではないかと考えるので、十分な支援が必要。</p> <p>Do it あらゆる可能性に取り組むことが重要。</p> <p>制度はいいことづくめであるから、目的が果たせるように努力して欲しい。不在地主が多い。不在地主が不明の場合は特例を作って強引に集約できる対策を考えてほしい。森林に関心が無い今の時期に実施して外国に売り放す森林が集約できて健全な森林になることを祈る。</p> <p>意欲ある地域を刺激することになる。</p> <p>山の木がお金になると山主はもう思わなくなってしまうているが、このごろ間伐し作業道付けて搬出した間伐材が、お金になることが分かってきてくれて喜んでもらっている。</p> <p>個人所有者の考えがバラバラだからまとめる人が必要。材価が低く土地の価値が低い今が計画を作るチャンス</p> <p>ここ数年、集約化は着実に進んでいる。今回の再生プランにより一気に進むとは思えないがこれまでよりは進むだろう。</p> <p>助成の要件となっているから進むだろう</p> <p>補助金や交付金を目当てに行動する集団にとって直接支払制度の内容によっては集約化が進むかも。副業的に山林を管理したい者にとっては小規模林家の切り捨てにつながるのではという不安も残る</p> <p>ここで言う特定受託者が比較的積極的である。この動きを止めてはいけないうし、森林組合がそれ以上に役割を果たさなければならない。</p> <p>木材を搬出するのであれば、集約化しないとコストが下がらないことが事業体にやっと身を以てわかってもらってきている</p>		
	③それほど進まないと思う		
人員不足、大変すぎる	<p>集約化を事業とする人材と費用の確保が必要。森林組合なのか、フォレスタナーなのか、意欲のある林業者なのか中途半端な気がする。育林、出材、路網、機械、流通先、エンドユーザーのニーズ等、全部わかった人材が責任持って面倒を見ないと、うまくいかない気がする。そういう体制をどう作るかが課題。</p> <p>小規模な事業体が集約化のために何日もかけて承諾、同意を取って、計画作成をするのは困難。計画作成の支援をもっと厚くする必要あり。</p> <p>当初は進むがやがて厳しくなると思う。集約化の効果について、集約化する労力とのバランスが必要であり、すべての山林を集約化する必要はないと考える。</p> <p>まず森林の情報が正確に把握されていないと、作業は進まない。また、情報把握ができていたとしても、最終的な所有者の意思確認は人海戦術で行うしかなく、多大な労力と時間を要するため、容易には進まないと思われる。これまでの森林施業計画と同じような中身の無い計画になることがないように進めることが重要。成果を求めるあまり同じ過ちにならないようにしないと再生プランそのものが画餅になる</p> <p>森林経営計画が円滑に樹立できればこれまでより進むと思うが、現在の人員で対応するとなると厳しい</p>		
面的に困難	<p>いかに地元のリーダーを取り込むかが課題。不在村地主の問題も。鹿児島県では平均所有面積は0.2haであり、何十年間も集約化を唱えているが実現していない。</p> <p>所有者はバラバラでもすでに森林組合がまとめて受託している所について、林班単位で計画を作成するなど難しい話。しっかりした計画を樹立している事業体、個人は面的なまとまりは無くてもよいのでは。</p> <p>集約化は路網とのセットのみで考えられていることから地形等の条件によっては計画策定すらできない地域が残る。</p> <p>急傾斜地や細分化された所有者の多い所は取り残されると思う。</p>		
管理責任、	<p>現在の行き過ぎた個人財産の保護を改め、自分さえよければよいというミーイズムを排除できる強力な法整備が必要</p>		

公的 管理	<p>森林を持っているだけの所有者の参画が難しい。代行して国などが実施する場合でも自ら努力している林家の人と不公平になる</p> <p>やるかやらないかを決めるのは森林所有者である。森林所有者に負担がなければ進むはずだと言う前提を個人的には疑っている。森林所有者の教育・指導が必要。「自分の所有物なら自己責任で整備」「出来ない場合経営権は市、県、国等が所有する。」など。所有者にも金を払うなりさせないと自分のものでなく公がやってくれると勘違いさせることにつながる。</p> <p>森林は経営の成否にかかわらず多面的機能を有している。森林所有者に責務を負わせるにも限度あり。森林育成は短期的な事業運営に委ねることなく特定受託者(仮称)が森林所有者が同意しない地域全てに代行できる仕組みが必要。そうすれば集約化の必要なし。</p> <p>集約化が難しい(所有者が多いなど)地域もあるため、そういった地域をサポートする制度も必要。たとえば不在地主に3年間連絡を取って反応がなければ公有地化できるなど(スイスの事フランスの法律を見習い、利用しない森林は固定資産税率を高く設定するなど、寝たきり森林所有者の洗い出しが必要)</p> <p>所有権はく奪等の荒治療をしないと無理。</p>
不在村、 境界 問題	<p>境界が不明瞭な状況の中での代行制度や直接支払制度に対する不安。</p> <p>所有者の特定、所有と管理経営の分離</p> <p>小規模所有者が多く、誰が現所有者なのか境界がどこなのかを確定する作業は片手間にはできない。また道を入れると所有面積がほとんどなくなる所有者が多い。</p> <p>森林集約化及び路網整備には森林境界の明確化が必須。境界明確化が森林経営計画作成等に必要経費は直接支払い制度によるとされているが、現状の予算では大きく不足しているため短期的に境界明確化等を実施することは困難</p> <p>地元の林家さんや森林組合の方が口をそろえて言うのが、林地の「境界明確化」である。多大な労力がかかるが、韓国のように思いきって一斉に地籍調査を国を挙げて実施するべき。集約化を進める上での大きな壁になる。</p>
所有者 間調整	<p>所有者同士のしがらみなど簡単に集約化が進むとは思えない。できるに越したことはないが、必ずしも集約化に限定する必要はないと思う</p> <p>不在村所有なども徐々に増え、このような森林は集約化も考えられるが、まだまだ自分の山は自分で手入れされる方も多く、集約化一辺倒では施業の多様性や地域性が失われる。</p> <p>森林所有者(私的財産)の同意が難しいのでは。いい人ばかりではない</p>
その他	<p>森林組合がしっかりとしたところ、もしくはその地域ごとにしっかりとリーダーを養成しない限りは集約化は難しい</p> <p>森林施業の集約化は農地の集約化ほどメリットはない。環境保全のため非皆伐施業を推奨している地域では森林施業の集約化のメリットは少ないと思う。団地共同森林施業計画の不振要因は税制上の優遇措置がなかったためだと考えている。</p>
その他全般	
経営、 収益が 必要	<p>制度としては期待するものがあるが実施の段階において利益があがるものでなければ進まない。経済原理を満たせるか疑問</p> <p>今飛騨で林建協働の取り組みが行われているが、民間の業者は「いかに儲けを出すか」にシビアなのでこれが軌道に乗れば自然と効率的な施業が進められる</p> <p>森林所有者に集約化に対しての利益又は優遇及び、しない場合の罰則的な制度を更に強化しないと現在のよう小規模所有・高齢な森林所有者は興味を示さない。</p>
補助金 等の あり方	<p>資金力のある企業などの力を借りて、経営意欲の低い森林所有者の土地を購入(名義変更まで)して、大規模所有者とすることが集約化への早道と考える。その所有者が森林管理を行うことに対する優遇措置(減税や補助金)も併せて行ってはどうか</p> <p>助成すること自体はよいと思う。しかし、計画の作成に必要な経費を森林所有者等に直接支払われるように考えて行かなければならないと考える。結局、助成されるうちの何割かは、森林所有者等ではなく、特定受託者(仮称)に行ってしまう。森林所有者等の意欲を削ぐ形になるのではないかと危惧する。</p>
その他	<p>集約化によって書類作成など事務量が増えるが、それまでの団地計画や長期計画はどうするのか。廃止するのか。</p> <p>森林経営計画といっても当面は間伐作業が中心だと思います。間伐作業は山で木を伐る作業が大半です。極めてシンプルです。現行の林野行政下でも、スギを数十本きって補助金をもらおうと思えば、許認可を含め事務手続きが多すぎます(事務手間、事務経費)。すくなくとも集約化に関しては、文面や表現を含めてシンプルにさせていただきたいです。</p> <p>現時点での情報では森林経営計画を立てるとha当りの交付金があつたり、5haのまとまりで10m³/ha以上の搬出さえすれば他は切り捨てでもよいなど林野庁の骨抜きとも思われる案が出てきている。H14までに存在していた団地共同施業計画の焼き直しで実効性のない計画ばかり樹立されるという最悪のシナリオが考えられる。そうならないために現場の適切な運用が重要やはりアメとムチの使い方。うまみがないと山の人は動きません。</p>

森林所有者は、自分で管理できる間は他人に任せて経営をしてもらう考えはない。それに境界についても不明確な箇所が多くあり、これもネックと考える。

持続可能な林業を掲げながら集約化して大面積皆伐につながってしまうのは羊頭狗肉。

集約化＝経営規模であると考え。小規模林家の分割所有が一番の問題であり、もっと規模の大きな林家を生み出す方向にすべき。これではバラマキと何ら変わらない

問6-1 森林組合が、地域の森林の管理・経営に適切・十分な役割を果たすようになると考えますか。	回答数	割合(%)
①これまでも役割を果たしており、現状と変わらない	45	3.7
②これまで以上に良くなると期待できる	119	9.7
③これまでの実態から急に変わることは困難である	258	21.0
④改革に対応できる組合とそうでない組合に二分化する	459	37.3
⑤森林組合のあり方は地域の実態によるべきであり、強制的なことは行うべきではない	237	19.3
⑥その他	27	2.2
⑦分からない	50	4.1
無回答	34	2.8

問6-2 森林組合の現状や改革のあり方について、自由に意見を記載して下さい。

①これまでも役割を果たしており、現状と変わらない

改革プランで、なぜ森林組合の改革といった課題を持ち出すのか不明。奥山村にある林業関係組織(森林組合)にこれ以上規制をかけるべきでない。

所有者すらわからない山の管理や、山林での事業主体となりえるのは、森林組合以外に存在しない。補助金云々という話もあるが、行政の責任によるところが多である。補助金により施業が統制されており、本来の山づくりができないという非常に悲しい現実がそこにはある。

森林組合は経済団体であり、組合の維持管理費の確保できる業務を最優先しなければならない。上記の集約化等だけで維持管理費が確保できるか疑問

森林組合は良くやっていると思う。独立して事業体を立ち上げて頑張っている人もいる。日本の山の最後の砦として頑張してほしい。

②これまで以上に良くなると期待できる

組合は森林所有者のためにある。積極的に事業体を応援すべし。流域の活性化の主役になるべし。

山村地域においては地域から信頼され、森林の管理や雇用の安定など、森林組合の担っている役割は極めて大きい。森林組合には森林管理の中心的な役割を担ってほしい。

期待は出来るが組合と組合員のつながりが弱体化していること、広域合併がすすみ職員も減っている。いろいろ夜討ち朝駆けでやらないと駄目なことを考えれば1年、2年でやれることではない。推進体制を検討すべき。

森林組合が補助金を配る組織にとどまっていた部分があるのだろうが、一定の地域にいて森林を実際に歩いてみている職員がいることは確か。これら職員の活性化が地域の森林計画を実効性のあるものにしていくと期待している。

鞭が強調されているが、アメも今後強化されることを期待したい。森林組合が一番重要な役割を果たすべきである。

③これまでの実態から急に変わることは困難である

人材 形式的な森林組合が多く、組合員の高齢化、森林組合の統合などで、組合数、人員の減少で
人員不足 困っているところや廃止寸前の組合もある。

森林組合の中で働いている職員によると思う。現在でも、施業集約化など行っている組合はある。やる気があって能力のある職員がいかに力を発揮できるか。それにかかっている。

日吉町森林組合のような組合が、どんどん生まれているようには聞いていない。企業経営的な人材が組合に投入されなければ。

森林組合に携わる人材の有無による。公的な人材養成が必要

その他
問題

組合員の利益を忘れ組合経営に目を奪われる組合が多く、急に変わるとは思えない。

森林組合の経営のための森林所有者へのアプローチには常にランクがあり、①大山持ち②道から近い③相手がはっきり分かる人・・・となり利用をほとんどしない人は後回しにされ施業の集約化もしなくてよいところを先に取り組みるので一律に実行されるとは思えない

森林組合は国有林が一般競争入札になって以来全面的に参画し、民有林の方を業者に安い金額で下請けさせ、事業を独占しようとしており問題である。

森林組合員は森林組合のメリットを享受しているのだろうか。いつも疑問に思う。

作業員3割役員7割の人員体制の組合に何が出来る？完全な補助金頼みとなっている

まじめにやっている組合もあるが、現在、員外利用であった業務発注先を組合員、準組合員になってもらい、この制度に抵触しないようにするなど、法の抜け穴探しのようなことばかりする組合もある。

④改革に対応できる組合とそうでない組合に二分化する

あえてコメントする必要はないと思う。既に、二分化されている。残念ながら、それでも地域に代わる事業体が居なければ、その組合に頼らざるを得ないのが現実。

十分機能している森林組合もあり、一概にはどうとも言いがたい。

対応しない組合の地域森林はますます手入れされなくなる

幽霊組合と、現実に各地域で頑張っている組合を同列に扱い過ぎ。ごく一部の「儲かる林業」を
実践している民間企業のように森林組合が「儲からない林業」から離れていくと、国土規模では
森林の荒廃が進むと思う

⑤組合のあり方は地域の実態によるべき(強制的な介入に反対)

森林組合は地域に根差しており、地域の実態に合わせた柔軟な対応を取るべきだ。

どの道、国有林などが自前で施業を行うことは出来ないのであり、森林組合の員外利用を強制的
に停止させるのは無理がある。また、地域により実情はまちまちであり、画一的に制度を設ける
のも疑問。

森林組合は計画樹立などソフト面のみ行うこととなっているが、ほかに有力な林業事業者が存在
しない地域もある。またこれまで地域森林整備の担い手として期待され、作業班の充実や機
械装備をしてきた。

今回の方向性は間違っていないが、もっと大切なこともある。森林組合が組合員さんに対して
そこまでやらなければならない必要があるのか。手間を増やしているだけ。何のため誰のため
か分からない。大きな組織・会社のような考えかたで小さな組合に対しては負担が大きくなるば
かり。何かよくわからない。組合負担は全体的に大きく業務に支障が出るばかり

森林組合は法律に基づく団体ではあるが、国や県の手下ではないので、改革にはそれぞれの
実情に沿ったやり方があるのではないか。全国统一基準でうまくいくか心配。

現在の森林組合は員外利用率が高いのが現実だが、地域の精通者で状況を把握している。
よって、強制的に経営を縛られる必要はないと思う。地域の実態に合う組合で良いと思われる。
ただし組合改革をする場合、経理実態を見直し、適正な監査が必要と思われる

多くの森林組合は市町村からの助成に頼りがちであり、行政もそれによって各種調査業務を
頼っている

森林組合の改革の方向としては望ましいと考えるが、東北等の国有林の多いところなどでは員
外利用なしでは存続が厳しいのではないか

その他全般

役所や
制度も
悪かった
公共事業依存型の森林組合の存在はすべて森林組合側の問題とは限らない。様々な多量な公
共事業の受け入れ先もほとんど森林組合一辺倒に行ってきた行政も反省が必要。

森林組合を行政が都合のいいように使ってきた。ある時は民間の土木業者のように、ある時は
組合員のための組織であったり。その総括が十分にされていない。森林組合は行政の付属機
関ではないので行政が縛るべきではない。

森林組合が批判されているが、森林組合がなくなればその分の苦情はすべて国・県に行くと思
う。

森林組合は林野庁や県森林行政の御用組合的な歩みで来て、今になって急に邪魔者扱いとは
如何なる考えか。森林組合も御用組合から早く脱却して堂々と意見を言える組合を目指すべ
き。

法制度に基づく森林組合であるため、国による行政的な指導を強化し、都道府県の機関として
現場に精通する機能を備える必要がある

利益確保
員外利用
も必要
員外利用があるからほかの仕事もできるのではないか。また、実際に造林や伐採の作業を実行
していなければ、実効性の高い森林経営計画などができるわけがない。

森林組合の行う森林整備事業は、補助金に関係するものが多く、会計検査対策のための膨大
な資料作りに人手が割かれて、非効率的な事業運営を強いられている。なお、国、地方公共団
体等については、森林組合法第9条第9項に基づく者として員内・員外から除外されるものであ
る。また、県等が発注する森林整備事業については、組合員の森林を対象としたものが大部分
で、森林組合が事前調査や組合員の同意を得て県が事業を実施しているものが多い。

一年間作業する山を集約化するのにどれくらいの日数が必要か考えたことがあるのか？仕事を
つなぐために公有林等他の仕事をしているのでは？プランナー等の経費は誰が払うのか？

員外利用しなくてもいいように財政支援をしてくれれば集約化に特化できる。

員外利用もある森林組合の方が施業集約化・合意形成に取り組んでいる。員外利用を制限す
ると役場組合に逆戻りする恐れあり

森林組合は集約化・経営計画の作成などの企画立案等の事業を中心とし、員外利用の事業は
なるべく林業事業者などに依頼するとの案だが、森林組合の収益の確保が困難となり、経済的
に成り立たないことになるのは明白で、絶対に反対

組合の
意義、
定義
森林組合は境界管理や森林の現況把握に特化し、林業経営は民間に任せるべき。
期待するには、協同組合としての森林組合ではなく、事業の担い手としての森林組合という位置
づけで制度改正が必要

森林組合の立場を明確にすべきである。公的なのか業者なのか。

その他 森林所有が小規模分散であるが故に、森林組合が存在しているのであり、集約化に取り組まない森林組合は存在価値がなく、経営陣は総会で組合員たる森林所有者から糾弾されなければならない。森林組合の存在価値が根本から問われている状況にあるものであり、現状からの改革は不可欠である。

元来、保守的な風潮の強い組織であるため、一般企業においてマネジメント経験のある人物を採用する等、組織の風通しを良くする事が先。

森林組合のスクラップアンドビルドを進めるべき。ダメなところはつぶすべき。

林業事業体には強制的規制はなく、森林組合だけに課すのはおかしい

民間企業の受け入れ。閉鎖社会をやめるべき。

個別の流域事業者が森林組合に加盟して作業すれば効率はあがり、事業の集約が可能と思う。このような形で各組合は指導力を発揮して欲しい！

問7-1 今後このような仕組みがどう構築されるか不明確ですが、森林組合と民間事業者が、公正な競争条件のもと仕事の質や効率性を競い合い、より良い事業実行が確保されるようになるでしょうか。		回答数	割合(%)
①情報のオープン化等により、これまでよりも公正な競争が可能となる		201	16.4
②情報のオープン化や事業実行能力等を評価する仕組みづくり自体が容易でなく、より良い競争が確保できると思えない		373	30.3
③民間事業者が森林経営計画の作成を行うことは困難で、森林組合が計画を作成することから、事業についても森林組合の独占化が進む		181	14.7
④地域外の大規模事業者等の参入が促進され、森林組合等の弱体化が進む		149	12.1
⑤その他		95	7.7
⑥分からない		161	13.1
無回答		69	5.6
問7-2 民間林業事業者の育成を図っていくためにはどのようにすべきか、自由に意見を記載して下さい。			
※記述回答には、民間事業者が「森林経営計画者として育つか」ではなく、「(事業者として)参入、育成できるか」を考えた回答がほとんど。 ※「情報のオープン化」には、組合の持っている森林情報開示という文脈だけでなく、双方の労働条件や環境配慮なども開示して公正な比較を担保せよという回答も多い			
①情報のオープン化等により公正な競争が可能となる			
情報のオープン化で民間でも森林計画ができるようにする イコールフットイングのために、森林計画にあるような個人情報一般の民間業者にオープンにすることによって生じる問題には「誰が」「どのように」対処するのかを定めてからでなければ、不安がある。これらの問題点を整理してから上記施策を推進することについては大いに賛成である。 一般的には民間林業事業者は仕事量を確保するのに苦労している。しかし活発な経営を行っている民間事業者には、事業の実行能力がある。情報のオープン化により、民間事業者が事業の集約化を推進しやすくなると思う。これにより、今まで以上に公正な競争が可能になると期待している。			
②情報のオープン化等は容易でなく、より良い競争の確保は困難			
競争条件の公平性を確保するためには、森林簿等の情報の提供、総合評価落札方式等のみではなく、過去の森林組合での実績全てを公開しなくては、公平とは言えないと考える。現行が独占のため。 総合評価落札方式は手間がかかるものの(そのために必要なコストを考慮する必要)、それなりの競争効果をもたらすものと期待。なお、森林情報の公開について、森林法による対応では限界。個人情報保護法など根本から変えない限り劇的な変化を望むのは困難と史料。 当地域の林業会社は、林分の良好な場所を選出する仕事量を求めている。森林組合は条件の良し悪しに関わらず、組合員の所有林の整備を行っている。作業員の雇用条件も含め、オープンにしないとイコールフットイングにはならない。 個人情報を適切に管理できるか不安である。昔から山師という言葉があるが民間には詐欺まがいの業者もおり盗伐が横行している現実もある。			
③民間による森林経営計画の作成は困難で森林組合の独占化が進む			
これまでよりも改善されると思うものの、これまでの歴史(組合一辺倒)から相当時間がかかると思われる。情報のオープン化だけではなく様々な補助事業(特に施設機械の整備購入)で民間事業者を支援する仕組みがないと、組合と民間事業者の力の差は埋まらず、イコールにならない 平成24年度からの補助制度の方向性を聞くと、イコールフットイングと言いながら、大面積を把握している森林組合が圧倒的に有利。森林組合にとっては都合がいいかもしれないが、思想と制度に整合性がないようだ。小規模な事業者は森林組合にくっつくことでしか実施できなからう。			
④地域外の事業者等の参入が促進され、森林組合等の弱体化が進む			
その他全般			
森林組合の特権廃止	事業者と組合は車両の両輪であるから、事業者の育成強化を図りなさいと言いながら、組合のみに肩入れし、事業者をつぶすということを戦後延々とやってきたのが現在の林業行政ではなかったのか。今さら、事業者の育成を言われても、はなはだ迷惑である。 森林組合が持っている情報等の既得権益を手放さない限り、民間事業者が計画作成からの競争をするには不公平 必要な情報をオープン化し、認定事業者制度を充実させ、森林組合並みの補助制度を充実させる必要がる。		

事業量の安定確保が必要	<p>事業体の育成は安定的な事業量の確保ができてこそ可能であり、優良な事業体間の競争のもと、現場雇用者の安定的な確保、優秀な技能取得が必要であり就業者の人材育成が必要である。又支援も必要。</p> <p>年間を通じて安定的な事業量の発注。そのために必要な予算の確保。国、県、市町村との積極的な情報交換、長期的な発注の公表、事業の複数年契約制度の導入、作業路網の高密度化。</p> <p>存在する事業体に見合った事業を多く発注し、それにより徐々に地域の事業体の育成を図る。過疎化の進む山間地では、育成はとても無理である。通年雇用が必要。そのためには一年中林業に従事するというだけでなく、林業を主体にした事業体として育成することであろう。</p>
山や労働者へ悪影響	<p>競争によって効率改善、より良い事業実行が確保されるとは思わない。コストは下がっても山や森が荒廃しそうになったことはドイツでもあった。競争が導入されてタクシーは安くなったが運転手の生活が破壊されることが多かったと聞いている。信頼できる良質な仕事やサービスは高くても支払うべき。無駄な消費をやめればよい。短期的に安くても長期的には高くつくことが多い。「民間」のビジョンは利益をあげること。公有であろうと私有であろうと日本の財産である森林と、人々の生活を破壊しないことを(具体例をあげて)契約書に明記するべき。</p> <p>森林組合の場合長期的に地域の森林を守っていくことが担保されているが、民間事業体の場合には経済状況や経営状態によっては手を引くことも考えられる。長期的に森林整備をする体制の担保がなければ民間事業体の参入は地域森林にマイナス。</p> <p>民間林業事業体の中には、無秩序な道を開設して林地の崩壊につながるなどモラルの低下した事業体も見受けられることから、事業体に対しての指導を強化する必要があるのでは。民間事業体も森林組合並みの監査体制をとるべき。労災安全管理がずさんな事業体も多い。良木のみ選木・間伐で、残存木がなんと無残、というようにならないように。</p>
入札関連	<p>地域外の業者の参入が多くなると地元にある小さい規模の業者は生き残れるだろうか。果たして事業体は育成されているのだろうか。</p> <p>競争を重要視すると地域ごとに独占化が進み、中小は下請け、孫請け化し、育成とはかけ離れた結果になるのでは。</p> <p>入札制度改革が事業体を育成していない。たたき合いによる無理な事業実施、低入札、他県からの業者による地元業者への雇用不安等が生じている。地元業者だからこそそのものがある。(発注時以外のパトロールや助言など、)一部でいいから地元のための随契を残すべき。一番には、入札のシステムの問題があると思います。最低価格で競争しているので仕事量とか育成とか考えている余裕がありません。</p> <p>林業機械導入などについての助成制度の充実のほか、公的研修機関の研修への参加を援助し、人材育成を図る。</p> <p>総合評価落札方式の積極的な推進を図って優良事業体の育成を図るべき。</p> <p>取り組みやすい造林補助制度にする。直接支払制度は民間にはハードルが高い。</p>
取りまとめ大変で、コスト高	<p>一年作業する作業量を集約化するのに何年もかかっているのは作業班が遊んでしまう。現時点で作業会社にそのような余裕はない。(ほとんど中小家族経営)</p> <p>イコールフットイングを唱えるならば、森林経営計画策定を森林組合に特化(独占化)させるべきではない。林業事業体の力も借りながら、広くあまねく森林の整備、ひいては森林保全を図っていくべき。</p> <p>地域の合意形成にどれだけの手間がかかるのかまだ理解が浅いと思われる。県や市が求めるレベルの合意形成を理解される、そこにかかるコストがかなり大きく、参入することは現実的に難しいのではないか。</p>
分担、協調	<p>伐採搬出に関しては、民間林業事業体のコストに対する意識の方が森林組合よりも格段に優れていることから、組合とは役割分担すべき。森林整備加速化・林業再生事業はとても良く、民間林業事業体の機械化が進んだ。今後もあのような政策を望む。</p> <p>本来、森林組合と民間事業体は競争すべきものではない。互いに強みを活かして、地域で共存するのが健全なあり方だと思う。力のある民間事業体は独自の集約化に取り組むのもよいが、そうでない民間事業体は自分が強みを発揮できる場所の技術力を磨き、施業現場になくしてはならない存在として活躍することを期待したい。</p> <p>現在、都市近郊の森組と民間事業体間の競争はごく少なく、協調して事業に当たる場合もあり、今後も森組と民間事業体の公平性を確保しつつ協調して事業を推進すべき。</p> <p>民間林業事業体は、森林組合と異なり、地域外の事業請負など自由な活動ができるが、一過性の事業の実施や収益重視の施業等、地元とのトラブルが発生することも多い。仕事に対する責任能力と地域との信頼関係の構築を十分行うことが必要。森林組合が地域の経営計画を作成し、その計画の中で、民間林業事業体が事業を実施するのが良い。</p> <p>地域によって組合の強さが異なる。民間と組合がうまく組めるような地域の仕組みづくりを行える地域全体の組織が必要。</p>

採算 合えば 民は参入 その他	<p>複数の商社が各地方の資源量に応じて地域材の定量買取を宣言し、傘下に地方民間事業者 が参加する体制の構築</p> <p>民間事業者でも地域を取りまとめる力があるものがおり、そうした事業者を伸ばすべき。 一般の工事や建設、土木業並みの社会保険や賃金は保障するようにしないと、若者が定着し ない。人づくりから考えないどダメだと思う。</p> <p>国は今まで民間事業者の育成を行ってきたのか。私どもの組合では、1人親方の組織の中か ら意欲・体力のある人たちを早くから認定事業者として育成し、現在も育てています。事業者の 育成は性急にできるものでなく地道にコツコツと一緒に進めなければならない。性急な やり方は将来に禍根を残すので慎重に取り組むべき。</p> <p>現場作業請負のイコールフットイングはよいとして、計画作成までを（誰が発注するのか分か らないけれど）民間事業者にやらせるのはおかしい。そこまでやるなら、「森林組合法」を廃止 して「林業事業者法」を制定すべき。</p> <p>民間林業事業者の育成については、民間が自主的に進めるべきであり、行政が積極的に介 入することは、事業者を森林組合の現状と同様にしてしまう可能性が高いと思われる。</p> <p>情報のオープン化は悪いことではないが、それだけで問題が解決するとは思えない。参入し ようとする民間事業者にも、森林整備事業を長期的な視点から成功させるためには、地域の ためになるという志（こころざし）がまず必要だろう。そういった人材がいるかどうか成功と不 成功を分ける条件だと思うので、情報公開の有無などの特定の条件だけでは予測は難しいの ではないか。</p> <p>森林組合と民間事業者がイコールフットイングな関係を確認するのであれば、森林組合は公 的機関（県）の監査を受けているので民間事業者も公的機関の監査を受けるべき。競争条件 の公平性がない。</p> <p>森林経営計画をきちんと運用すれば計画白地地域がたくさんできるが、そこに民間林業事業 体が積極的に取り組んでいくかどうか。今の労働力と労働生産性では施業できない白地地域 が多く残ると思われるが、どうしたらよいものやら</p>
--------------------------	---

問8	最後に森林・林業再生プランをより実効性あるものにしていくために、その内容はもとより進め方等も含め、特に考慮すべきと思われる点について、意見を自由に記載して下さい。
反省不足 意図が 不明確	要間伐森林、施業代行制度、森林整備協定、特定保安林(要整備林)など、実効性のない施策が、法文上で物事を理解しようとする学識経験者を誤解させている。奨励金の性格が強い造林補助金をそのままのスタイルで「森林管理、環境保全直接支払制度」と名称変更しようとしている。デカップリングによる直接支払とは本質的に異なるものである。 再生プランを実効性のあるものとするには既存の諸計画を吟味して整理して簡潔な制度の下で事業を展開する必要がある 失敗は成功のもとという諺があるが失敗後の反省を将来への教訓にすることが前提。今回のプランでPDCAサイクルのCAの部分が見えない。 この間、森林所有者から行政の言うことは具体性がなく、身近でないと言われた。この解消こそが再生プランではないかと思うこのごろです
地域、 山村の 事情	霞ヶ関、県本庁は現場をよく知るべき。また、地域で状態が異なる。画一化すべきではない。もっと地域の特性に合わせられるよう柔軟な仕組み作りを考えて欲しい。 山村は過疎化が進み、若者は都会に出て帰ってこない。山の手入れはいる(仕事はある)が、戻ってこない。本当にこのプランは山村住民にとって実効性のある物なのか？学者や著名人ではなく、山で暮らす人の意見を十二分に聞くべきではないか？「上位下達」では、このプランは成功しないだろう。 離島の林業はプランで全滅する。
配慮不足	再生プランは大規模林家・大面積の用地で事業計画したものが優先され、小規模林家、零細な所有面積だが熱心な自伐林家などが置き去りにされるような政策だと考えられ、そのような林家をどうするか考えてほしい 天然林の中の小規模な人工林、地形や地利からどうやっても採算の取れない人工林などをどう扱うのか考える必要がある 意欲ある自伐林家に配慮が足りないなどの意見があるが、無視すべき。仮に存在するのであれば、市町村で支援すればよい。ほとんど存在していない林家を想定して政策をとってきたことが間違い。素材生産業者などの林業サービス事業者が林業の主である。(注:少数意見)
予算、 財源	当プランを真に新年度より実行させるのであれば、補助施策の実行段階での具体的な内容を早期に提示がなされなければ取り組みようがない。林業関係の民間事業者、森林組合にしても毎日呼吸をしている生き物であることを十分認識してほしい。組織運営が空転する期間ができては困る。 資金と教育の2点だと思う。よく考えられているプランであるので、持続的にやっていける資金を用意できるか、と、関連しない国民にも認知・理解されるように教育普及ができるか、が重要だろう。 「森林情報集積・森林計画策定は公費で、施業は民間で」ということであれば、公費部分を増やさないで改革できるとは思えない。
広報、 国民的に	一般の方々の理解なくして、本再生プランは成り立たない。検討委員会の取りまとめ、林野庁の資料、ともに分かりづらい。カタカナが多い。言わんとすることは理解できるが、一般の方々には難解。 公的資金を投入することから無駄と言われたいよう、計画実行と説明責任が求められると思われる 再生プランにしても、もっと一般の人に関心を持ってもらうこと。 木材利用促進を強力に進めることから始めるようにすること
人材	計画も現場作業も、実地に出来る人物を多く育てることが何にも増して重要・大切。 優秀なプランがあったとして、実行するのは働いている人である。皆がモチベーションを高める十分な能力を発揮することで何かを変えることができると思う。夢や理想を語り、問題に正面からぶつかっていく人が増えるよう、できることを精一杯やるしかないと考えます。加えて、若い人をもっと入れて新陳代謝をすべきだと考えます。今の情報化社会に若い人のスキルが必要です。学校を卒業し、やる気に満ちた若手をいかに活用するか。全国のネットワークを利用した取組や情報交換を若手主体でできるよう、環境作りを是非進めてもらいたい。 フォレスターについて民間も入れると聞いているが制度上はほとんど公務員になりそうである。現実の普及員となんら変わらない結果となるのでは。普及員がどんどん減っている中いったい誰が実効を担うのだろうか。とても現場がついていけるとは思えない。 各級の技術者の養成、研修などにより強力な技術者集団を各地に配置する必要。学・官・公・民ともに真に実力のある林業技術者を多数そろえること。 今回「やらなかったよりは良かった」と考えている。試行錯誤しつつ森林の利用は進むでしょう。ぜひ現場の人たちの所得アップを図りたい

何よりも人材。どんなに良いプラン制度でも現場が手をあげば「絵に描いた餅」計画ができたり、高コストな施業が永遠と続いたり、いままでと変わらない。関係者皆が1つの方向に向けて仕事ができるような分かりやすい説明明確な説明が必要

その他

我が国の国土と産業を守る大きな改革であり、小異を捨てて国、地元、民間が一体となって動き出せるよう環境づくりを期待する。

地域の森林づくりについて皆で考え協議する場を設けること。・関係者がまずやってみてより良い方向に修正する柔軟性を持つこと。

時間をかけて行すべきものだと考える。まだ、十分な基礎がない段階で拙速な制度への切り替えは混乱を増幅させるだけに終わる。手順を踏んで進めてほしい。

「林業は儲かる、雇用がある」という世の中になることを目標にしたい。

小規模で林業・森林に関心のない山持ちは切り捨ててもかまわないのではないかと。5ha未満の所有者が所有する森林は人工林の30%以下ぐらいではないかと思う。もちろん把握できるものは集約化しても良いが、努力の割りに益が少ない。スピードが大事。かなり極端な意見であることは承知している。

具体的な姿が分かりにくい。枠組みは良いと思うが、それを実行する具体的な科学技術、組織論、運動論などが、路網など一部の分野でしか検討されていないのでは？だから、現場に近いところに居る人間には、何かすごい先生の理論ですごい世直しが始まるそうだが、それは道をいれて列状間伐すれば良いということらしい、という程度にしか伝わっておらず、誤解されている。だから、上から降りてきた「改革」になってしまうのでは？再生プランが目指すのは、改革を自分たちで作りに上げられる主体の育成だろう。もう少し、関係者に参加意識が持てる改革を国は地方に対して、「高度な知識による技術基準」と「拘束力のある目標値」を示すべきと考えます。将来的にはひも付き補助金から一括交付金的な税源移譲に移行すべきと考えます。地方自治体は「技術基準」「目標値」に沿った施策を遂行すべき。

作業能率を上げる効果は大切ですが、まず安全作業を忘れない「安全第一」が原則です(今年の場合59名の林業従事者の方がお亡くなりになっています、国内の林業者は約5万人ですから840人に1人の林業死亡災害です)。安全も記載していただき。

(前半略)自給率50%以上とは需要側の問題であり、供給側には伐らなければならない緊急の状態の山が多数ある中で、現場実態に合った集約化施業、たとえば間伐に執着するより適切に皆伐して再造林に上乘せ補助を行い、「低コスト造林」から第二世代の森づくりを目指すことの方が現実的ではないか。ただし、皆伐を行えば「確実に森林吸収量は減少する」ことを覚悟すること。また、算出された木材を確実に利用できる需要側の対策が必要

効率だけを優先するような事業体は好ましくない、企業としてのコンプライアンスを保つような監視システムも必要と思う

行政はもっと地域の現場を見て意見を聞いて地域に合った政策を組むべき。低コスト機械化を推進することと、それに伴って林業人口が減る可能性があることの整合性をどう説明するのか。林業機械の購入に関して民有林主体の組合や団体等は補助金が利用できるが国有林主体の民間事業体は利用できないのは理解できない。国有林の低コスト化は誰のためなのか。100年単位で考えねばならない林業で単年度決算による事業実行はおかしい。各森林管理局にもっと権限を委譲すべき。

古い体質が激変するような当プランを懐疑的、悲観的に傍観する事は容易。「既存制度が・・・なのでこれは困難」「前例がないので・・・」「詳細にマニュアルがないと無理」と言う前に唯一無二のラストチャンスと捉えて「じゃ既存制度を変えてみましょう」とか「やりながら問題点の抽出や解決策の提示をしてみましょう」とか関係する人達が積極的になることが大事と思う。

今の森林は悪い状態と思っていない。目先だけの利益を追ってせつかくの山を損なわないようにしたい。戦後、大雨で千人もの死者を出した国土を今はその百分の一にまで減らしたのだから材の利用よりもまずは安心な国土であることを望みます。

これからの再生プランというのは、単に木材生産だけの場ではなく、そこの人々の暮らしや安全安心環境の維持などをいかに保ち生態系を循環させていくことができるのかを求められている部分もある。世界規模でCO2をはじめとして水、食材、食料品など数多くのことが問題となっており、最近では環境の商品化の兆しも多くみられるようになってきている。これからは、山の持つ大切さ、時代の要請の意義に触れることも含めて判断し進めることが望まれる